



欧州ビジネス協会
在日欧州（連合）商工会議所

産業用材料

主要な問題および提案

Tax

関税問題



関税問題

年次現状報告:進展

- ❑ 目下、日本は一部の金属に対する関税を課している。
- ❑ こうした金属は多くの場合、自動車、バッテリー、およびより伝統的な鉄鋼産業といった、日本の中核産業にとって必要不可欠である。
- ❑ 関税は、ただでさえ、低コストの諸国からの圧迫にさらされている日本の製造業の競争力に制約をもたらす。
- ❑ したがって、輸入税の撤廃は、日本が競争力を維持する上で肝要である。ニッケルのコストが生産コスト全体の40%を占めるステンレス産業にとって、関税は競争力を決定する上で大きな役割を果たす。

関税問題

年次現状報告:進展

- ❑ 同じことは、バッテリー産業や太陽光発電産業にも当てはまり、こうした産業において、関税を通じて追加される付加的成本で企業に不利益をもたらすことはほとんど意味をなさず、また、国内生産が需要の10%しか占めていない炭化ケイ素と四酸化三マンガンについても同じことが当てはまる。
- ❑ さらに、日本では欧州からの産業用材料供給に対し、時として恣意的な関税分類と改定が適用される。
- ❑ 地方税関は一貫性をもって分類規則を適用せず、また、上訴メカニズムは、時間と費用の両方がかかり、国際慣行に沿った結果が出るという保証もない。
- ❑ 日本市場に初めて参入する製品にとっただけでなく、恣意的な分類見直しに晒される既に定着した製品にとっても、これは問題である。

関税問題

提案

- 政府は、以下を始めとするすべての産業用原材料の輸入税を、生産場所のいかんにかかわらずなく、廃止すべきである。
 - ニッケル製品、およびアルミ半製品や圧延アルミ等のアルミ
 - 溶融アルミナ、炭化ケイ素、四三酸化マンガン
 - 非有機化学製品およびポリマー

- 日本政府は、関税分類体制を合理化し、分類決定面での地方税関の間の一貫性向上と紛争解決メカニズムの強化と簡素化のための包括的戦略を策定すべきである。

A close-up photograph of a mound of white, crystalline powder, likely a chemical substance, resting on a dark, textured surface. The powder is piled in the center, with some smaller clumps scattered around its base. The lighting is dramatic, highlighting the texture of the crystals against the dark background.

化学物質審査規制法

化学物質審査規制法

年次現状報告：若干の進展

- ❑ 現在、EUと日本は共にそれぞれ独自の化学物質登録制度を導入済みであるため、輸出業者と輸入業者は、再試験、二重提出、およびEUと日本それぞれの規制を順守するための事務上の負担増に直面している。
- ❑ これに加え、EBCは、欧州製品が日本での販売向けに試験および承認されるために、商業的に機密の情報を日本の競合他社に引き渡さねばならない場合があることを懸念している。
- ❑ これは競合他社に不当な優位をもたらし、不公正な市場競争条件を生じさせる。

提案

- ❑ 日本とEUは、それぞれの登録制度を統合化するか、または試験結果と関係書類を相互に承認して、無用の再試験と事務上の負担を回避できるようにすべきであり、また、製品が日本とEUで異なる分類がなされることが決してないようにすべきである。

The background features a light gray gradient with several hexagonal shapes. Some hexagons are solid gray, while others are white with a dark gray border and contain a dark gray question mark. The text is centered on a white horizontal band.

化学物質に関する 作業安全表示

化学物質に関する作業安全表示

年次現状報告：進展なし

- ❑ 製品がCAS登録番号を有しているにもかかわらず日本で登録されていない場合、厚労省は物質の実際の性質を考慮せずに、個々の成分か、または日本ですでに登録されている最も類似した物質のいずれかに基づいて警告表示ラベルを適用する。
- ❑ これは、化合物が不必要に「危険」と表示されることにつながりうる。
- ❑ さらに、この法律に関して、英語の情報が不足している。

化学物質に関する作業安全表示

提案

- ❑ 厚労省は、日本で現在登録されていないとはいえ、国際的なCAS登録番号を有する化合物を十分に考慮すべきである。
- ❑ 厚労省は、輸入会社が厚労省の規制を順守する方法に関する、英語を含む適切な情報を提供すべきである。